

第449回 千葉地方最低賃金審議会

資 料

令和8年7月2日

- 資料№ 1 - 1 千葉地方最低賃金審議会運営規程
1 - 2 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
1 - 3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
1 - 4 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

資料№ 2 最低賃金審議会令第6条第5項について

資料№ 3 令和8年度千葉地方最低賃金・特定最低賃金審議会 審議日程(案)

資料№ 4 令和8年度(地方最低賃金)答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
" (特定最低賃金) "

資料№ 5 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移

千葉地方最低賃金審議会運営規程

令和4年8月2日改正

(目 的)

第1条 千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたもののほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の理由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条** 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条** 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

- 第8条** 会長は、審議会において 議決を行ったときは、答申書又は議決書を局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条** この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

- 本規程は、昭和34年 7月30日から実施する。
- 本規程は、平成 8年 5月10日から適用する。
- 本規程は、平成 9年12月 5日から適用する。
- 本規程は、平成12年 5月10日から適用する。
- 本規程は、平成13年 5月 9日から適用する。
- 本規程は、令和 3年 6月25日から適用する。
- 本規程は、令和 4年 8月 2日から適用する。

千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

令和4年8月2日改正

(目 的)

第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運小」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものである。

(審議事項)

第2条 運小は、千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の円滑かつ効率的な運営を図るため、議事運営に関する事項について審議する。

(構 成)

第3条 運小は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各同数をもって組織し、委員の数を9人以内とする。

(小委員長)

第4条 運小に、小委員長を置く。

2 小委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が、小委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運小の会議（以下「会議」という。）は、小委員長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、小委員長に通知しなければならない。

3 小委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(会議の開催)

第6条 会議は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員の欠席)

第7条 小委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をする

ことができるシステムをいう。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、前条に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を小委員長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第8条 委員は、会議において発言しようとするときは、小委員長の許可を受けるものとする。

(会議の非公開)

第9条 会議は、委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。

(議事録)

第10条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議会への報告)

第11条 小委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成 4 年 5 月 1 1 日から適用する。
この規程は、平成 1 0 年 7 月 2 8 日から適用する。
この規程は、平成 1 2 年 5 月 1 0 日から適用する。
この規程は、平成 1 3 年 5 月 9 日から適用する。
この規程は、令和 3 年 6 月 2 5 日から適用する。
この規程は、令和 4 年 8 月 2 日から適用する。

千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程

令和4年8月2日改正

(目 的)

第1条 千葉地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の 議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、審議会に報告するものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

2 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年 5月 8日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月25日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 2日から施行する。

千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

令和4年8月2日改正

(目 的)

第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特小」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものである。

(審議事項)

第2条 特小は、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて、速やかに結論が得られるよう意見調整を行うものとする。

(構 成)

第3条 特小は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各同数をもって組織し、委員の数を9人以内とする。

(小委員長)

第4条 特小に、小委員長を置く。

2 小委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が、小委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 特小の会議（以下「会議」という。）は、小委員長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、小委員長に通知しなければならない。

3 小委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(会議の開催)

第6条 会議は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員の欠席)

第7条 小委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、前条に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を小委員長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第8条 委員は、会議において発言しようとするときは、小委員長の許可を受けるものとする。

(会議の非公開)

第9条 会議は、委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。

(議事録)

第10条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議会への報告)

第11条 小委員長は、審議結果について、速やかに千葉地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

- | | | |
|----------|-----|--------------|
| この規程は、平成 | 4年 | 5月11日から適用する。 |
| この規程は、平成 | 10年 | 7月28日から適用する。 |
| この規程は、平成 | 12年 | 5月10日から適用する。 |
| この規程は、平成 | 13年 | 5月9日から適用する。 |
| この規程は、令和 | 3年 | 6月25日から適用する。 |
| この規程は、令和 | 4年 | 8月2日から適用する。 |

最低賃金審議会令第6条第5項について

最低賃金審議会令第6条第5項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

同条文の適用(案)

専門部会(千葉県最低賃金専門部会を除く)の決議が全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するものとする。

※A案：中賃の目安答申の時期が例年通りの場合

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会
千葉県最低賃金審議日程(A案)

	会議名称	開催月日	開催時間	備考
1	第1回 公益委員会議	7月2日(木)	午後1時30分	
2	第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	公・労・使委員全員出席
3	第1回 運営小委員会		本審終了後	議事運営に関する事項を協議
4	第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	7月30日(木)	午後1時30分	公・労・使委員全員出席 中賃の目安が示されていない場合、目安伝達は専門部会にて実施
5	第1回 県最賃専門部会		本審終了後	所信表明、金額審議
6	第1回 特別小委員会	8月3日(月)	午後1時30分	特定最賃必要性審議 意見陳述
7	第2回 県最賃専門部会		午後2時30分	金額審議
8	第3回 県最賃専門部会	8月4日(火)	午前10時00分	金額審議
9	第4回 県最賃専門部会		午後1時15分	金額審議
10	第5回 県最賃専門部会 (予備日程)	8月5日(水)	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
11	第3回 本審議会 (県最賃 答申)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月5日が答申の場合、第4回本審議会(異議審)は8月21日に開催、最短発効日は10月1日 県最賃専門部会が8/7に延長審議となった場合、第3回本審議会も8/7に延期
12	第6回 県最賃専門部会 (予備日程)	8月7日(金) 予備日程	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
13	第3回 本審議会 (県最賃 答申) (予備日程)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月7日が答申の場合、第4回本審議会(異議審)は8月25日、最短発効日は10月3日
14	第2回 特別小委員会	8月21日(金) (答申日が8月5日の場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
15	第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月5日の場合に開催 8月21日が異議審の場合、最短発効日は10月1日
16	第2回 公益委員会議		本審終了後	
17	第2回 特別小委員会	8月25日(火) (答申日が8月7日(予備日程)の場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
18	第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月7日となった場合に開催 8月25日が異議審の場合、最短発効日は10月3日
19	第2回 公益委員会議		本審終了後	

※B案：中賃の目安答申の時期が令和7年度同様の場合

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会
千葉県最低賃金審議日程(B案)

	会議名称	開催月日	開催時間	備考
1	第1回 公益委員会議	7月2日(木)	午後1時30分	
2	第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	公・労・使委員全員出席
3	第1回 運営小委員会		本審終了後	議事運営に関する事項を協議
4	第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	8月5日(水)	午後1時30分	公・労・使委員全員出席 中賃の目安が示されていない場合、目安伝達は専門部会にて実施
5	第1回 県最賃専門部会		本審終了後	所信表明 金額審議
6	第1回 特別小委員会	8月6日(木)	午後1時30分	特定最賃必要性審議 意見陳述
7	第2回 県最賃専門部会		午後2時30分	金額審議
8	第3回 県最賃専門部会	8月7日(金)	午前10時00分	金額審議
9	第4回 県最賃専門部会		午後1時15分	金額審議
10	第5回 県最賃専門部会 (予備日程)	8月10日(月)	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
11	第3回 本審議会 (県最賃 答申)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月10日が答申の場合、第4回本審議会(異議審)は8月26日に開催、最短発効日は10月4日 県最賃専門部会が8/17に延長審議となった場合、第3回本審議会も8/17に延期
12	第6回県最賃専門部会(予備日程)	8月17日(月) 予備日程	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
13	第3回 本審議会 (県最賃 答申) (予備日程)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月17日答申の場合、第4回本議会(異議審)は9月2日、最短発効日は10月11日
14	第2回 特別小委員会	8月26日(水) (答申日が8月10日の場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
15	第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月10日の場合に開催 8月26日異議審の場合、最短発効日は10月4日
16	第2回 公益委員会議		本審終了後	
17	第2回 特別小委員会	9月2日(水) (答申日が8月17日(予備日程)の場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
18	第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月17日となった場合に開催 9月2日が異議審の場合、最短発効日は10月11日
19	第2回 公益委員会議		本審終了後	

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会

千葉県特定最低賃金審議日程(案)

会議名称		開催日	時間	備考
第1回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	9月25日(金)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月25日(金)	午後2時00分	
	調味料製造業	9月28日(月)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	9月28日(月)	午後2時00分	
	総合スーパー	9月29日(火)	午後2時00分	新設
	各種商品小売業	10月1日(木)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月7日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月9日(金)	午後2時00分	
第2回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	10月2日(金)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	10月2日(金)	午後2時00分	
	調味料製造業	10月5日(月)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	10月5日(月)	午後2時00分	
	総合スーパー	10月6日(火)	午後2時00分	新設
	各種商品小売業	10月8日(木)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月14日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月16日(金)	午後2時00分	
最賃 第3回 会専門部 特定	(予備日)※3回目の専門部会の審議を要することとなった場合に開催	10月20日(火)	①午後1時30分 ②午前9時30分 ③午後3時45分	3回目の専門部会が決定した順に左記時間を割り当てる
第5回目 本審議会 (専門部会で全会一致とならない場合開催)		10月22日(木)	午後3時00分	公・労・使委員全員出席 (12/25発効とするためには、 10/26までに答申公示が必要)
第5回目 本審議会 (10/22に本審議会が開催できない場合の予備日程)		10月26日(月)	午後3時00分	
本審議会(異議審)		11月11日(水)	午前10時00分	公・労・使委員全員出席 異議の申し出があった場合に開催
本審議会		令和9年 3月5日(金)	午後4時00分	公・労・使委員全員出席 特賃専門部会廃止、次年度の運営等

例年の発効日12月25日(指定)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)

都道府県別最低賃金・特定最低賃金の推移など

1 . 千葉県最低賃金・特定最低賃金（協約額など）の推移……………	1
2 . 都道府県別 最低賃金額……………	3
" （引上額）……………	4
" （引上率）……………	5
3 . 都道府県別 特定最低賃金……………	6
" （引上額）……………	9
" （引上率）……………	12
4 . 地域別最低賃金と特定最低賃金の差（額）……………	15
" （率）……………	18
5 . 都道府県別「百貨店、総合スーパーマーケット」……………	21

千葉県最低賃金・特定最低賃金(協約額など)の推移

		R1	R2 (訂正)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
千葉県最低賃金		923	925	953	984	1,026	1,076	1,140	
県 最 賃	引上額(円)	28	2	28	31	42	50	64	
	引上率(%)	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27	4.87	5.95	
	基礎調査 未満率(%)	1.8	1.3	1.8	1.6	1.9	1.4		
	基礎調査 影響率(%)	13.9	4.1	19.6	21.3	27.5	19.0	29.2	
目安	Aランクの目安額(円)	28	示さず	28	31	41	50	63	
引上げ額の目安を示すことは困難、現行水準を維持することが適当									
鉄鋼業(R7.12.25改定)		993	995	1,023	1,054	1,096	1,147	1,210	
特 賃	引上額(円)	28	2	28	31	42	51	63	
	引上率(%)	2.90	0.20	2.81	3.03	3.98	4.65	5.49	
	基礎調査 未満率(%)	3.8	3.8	2.7	3.3	2.4	3.1		
	基礎調査 影響率(%)	2.5	3.8	5.7	4.9	4.5	5.1	5.2	
県 差	県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)	70	70	70	70	70	71	70	
	県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)	7.58	7.57	7.35	7.11	6.82	6.60	6.14	
協 約	協約額・最低給など(円)	1,000	1,020	1,040	1,064	1,099	1,185	1,266	
	引上額(円)	34	20	20	24	35	86	81	
	引上率(%)	3.52	2.00	1.96	2.31	3.29	7.83	6.84	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	77	95	87	80	73	109	126	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	8.34	10.27	9.13	8.13	7.12	10.13	11.05	
電気機械器具(R7.12.25改定)		951	954	981	1,013	1,055	1,105	1,169	
特 賃	引上額(円)	23	3	27	32	42	50	64	
	引上率(%)	2.48	0.32	2.83	3.26	4.15	4.74	5.79	
	基礎調査 未満率(%)	7.7	4.8	8.5	7.8	9.1	9.8		
	基礎調査 影響率(%)	16.2	8.0	8.8	14.3	14.6	17.4	18.9	
県 差	県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)	28	29	28	29	29	29	29	
	県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)	3.03	3.14	2.94	2.95	2.83	2.70	2.54	
協 約	協約額・最低給など(円)	1,047	1,054	1,057	1,066	1,096	1,121	1,198	
	引上額(円)	6	7	3	9	30	25	77	
	引上率(%)	0.58	0.67	0.28	0.85	2.81	2.28	6.87	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	124	129	104	82	70	45	58	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	13.43	13.95	10.91	8.33	6.82	4.18	5.09	
調味料(H29.12.25改定)		889	889	889	889	889	889	889	
特 賃	引上額(円)								
	引上率(%)								
	基礎調査 未満率(%)								
	基礎調査 影響率(%)								
県 差	県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)								
	県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)								
協 約	協約額・最低給など(円)	1,149	965	1,133	965	990	1,026	1,076	
	引上額(円)	▲ 210	▲ 184	168	▲ 168	25	36	50	
	引上率(%)	▲ 15.45	▲ 16.01	17.41	▲ 14.83	2.59	3.64	4.87	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	226	40	180	▲ 19	▲ 36	▲ 50	▲ 64	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	24.49	4.32	18.89	▲ 1.93	▲ 3.51	▲ 4.65	▲ 5.61	
一般機械器具(H30.12.25改定)		922	922	922	922	922	922	922	
特 賃	引上額(円)								
	引上率(%)								
	基礎調査 未満率(%)								
	基礎調査 影響率(%)								
県 差	県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)								
	県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)								
協 約	協約額・最低給など(円)	1,019	988	1,013	1,024	1,030	1,062	1,154	
	引上額(円)	69	▲ 31	25	11	6	32	92	
	引上率(%)	7.26	▲ 3.04	2.53	1.09	0.59	3.11	8.66	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	96	63	60	40	4	▲ 14	14	
	県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	10.40	6.81	6.30	4.07	0.39	▲ 1.30	1.23	

	R1	R2 (訂正)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
精密機械器具 (H29.12.25改定)	887	887	887	887	887	887	887	
特 賃								
引上額(円)								
引上率(%)								
基礎調査 未満率(%)								
基礎調査 影響率(%)								
県 差								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)								
協 約								
協約額・最低給など(円)	1,073	1,031	1,042	1,042	1,042	1,067	1,132	
引上額(円)	16	▲ 42	11	0	0	25	65	
引上率(%)	1.51	▲ 3.91	1.07	0.00	0.00	2.40	6.09	
県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	150	106	89	58	16	▲ 9	▲ 8	
県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	16.25	11.46	9.34	5.89	1.56	▲ 0.84	▲ 0.70	

各種商品小売業 (H28.12.25改定)	848	848	848	848	848	848	848	
特 賃								
引上額(円)								
引上率(%)								
基礎調査 未満率(%)								
基礎調査 影響率(%)								
県 差								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)								
協 約								
協約額・最低給など(円)	申出なし	930	930	960	1,035	1,085	1,135	
引上額(円)			0	30	75	50	50	
引上率(%)			0.00	3.23	7.81	4.83	4.61	
県最賃との比較(協約-県最賃)(円)		5	▲ 23	▲ 24	9	9	▲ 5	
県最賃との比較(協約-県最賃)(%)		0.54	▲ 2.41	▲ 2.44	0.88	0.84	▲ 0.44	

自動車(新車)小売業 (H30.12.25改定)	922	922	922	922	922	922	922	
特 賃								
引上額(円)								
引上率(%)								
基礎調査 未満率(%)								
基礎調査 影響率(%)								
県 差								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(円)								
県最賃との比較(特賃-県最賃)(%)								
協 約								
協約額・最低給など(円)	1,003	1,012	1,013	1,028	1,077	1,108	1,171	
引上額(円)	103	9	1	15	49	31	63	
引上率(%)	11.44	0.90	0.10	1.48	4.77	2.88	5.69	
県最賃との比較(協約-県最賃)(円)	80	87	60	44	51	32	31	
県最賃との比較(協約-県最賃)(%)	8.67	9.41	6.30	4.47	4.97	2.97	2.72	

R8 新設の意向表明
総合スーパーマーケット

【特定最低賃金、正式名称】

鉄鋼業・・・千葉県鉄鋼業最低賃金

電気機械器具・・・千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

調味料・・・千葉県調味料製造業最低賃金

一般機械器具・・・千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金

精密機械器具・・・計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業

各種商品小売業・・・千葉県各種商品小売業最低賃金

自動車(新車)小売業・・・千葉県自動車(新車)小売業最低賃金

都道府県別最低賃金額

	目安ランク		令和元年度	令和2年度 (コト)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	H29～	R5～							
北海道	C	B	861	861	889	920	960	1,010	1,075
青森	D	C	790	793	822	853	898	953	1,029
岩手	D	C	790	793	821	854	893	952	1,031
宮城	C	B	824	825	853	883	923	973	1,038
秋田	D	C	790	792	822	853	897	951	1,031
山形	D	C	790	793	822	854	900	955	1,032
福島	D	B	798	800	828	858	900	955	1,033
茨城	B	B	849	851	879	911	953	1,005	1,074
栃木	B	B	853	854	882	913	954	1,004	1,068
群馬	B	B	835	837	865	895	935	985	1,063
埼玉	A	A	926	928	956	987	1,028	1,078	1,141
千葉	A	A	923	925	953	984	1,026	1,076	1,140
東京	A	A	1,013	1,013	1,041	1,072	1,113	1,163	1,226
神奈川	A	A	1,011	1,012	1,040	1,071	1,112	1,162	1,225
新潟	C	B	830	831	859	890	931	985	1,050
富山	B	B	848	849	877	908	948	998	1,062
石川	B	B	832	833	861	891	933	984	1,054
福井	C	B	829	830	858	888	931	984	1,053
山梨	B	B	837	838	866	898	938	988	1,052
長野	B	B	848	849	877	908	948	998	1,061
岐阜	C	B	851	852	880	910	950	1,001	1,065
静岡	B	B	885	885	913	944	984	1,034	1,097
愛知	A	A	926	927	955	986	1,027	1,077	1,140
三重	B	B	873	874	902	933	973	1,023	1,087
滋賀	B	B	866	868	896	927	967	1,017	1,080
京都	B	B	909	909	937	968	1,008	1,058	1,122
大阪	A	A	964	964	992	1,023	1,064	1,114	1,177
兵庫	B	B	899	900	928	960	1,001	1,052	1,116
奈良	C	B	837	838	866	896	936	986	1,051
和歌山	C	B	830	831	859	889	929	980	1,045
鳥取	D	C	790	792	821	854	900	957	1,030
島根	D	B	790	792	824	857	904	962	1,033
岡山	B	B	833	834	862	892	932	982	1,047
広島	B	B	871	871	899	930	970	1,020	1,085
山口	C	B	829	829	857	888	928	979	1,043
徳島	C	B	793	796	824	855	896	980	1,046
香川	C	B	818	820	848	878	918	970	1,036
愛媛	D	B	790	793	821	853	897	956	1,033
高知	D	C	790	792	820	853	897	952	1,023
福岡	C	B	841	842	870	900	941	992	1,057
佐賀	D	C	790	792	821	853	900	956	1,030
長崎	D	C	790	793	821	853	898	953	1,031
熊本	D	C	790	793	821	853	898	952	1,034
大分	D	C	790	792	822	854	899	954	1,035
宮崎	D	C	790	793	821	853	897	952	1,023
鹿児島	D	C	790	793	821	853	897	953	1,026
沖縄	D	C	790	792	820	853	896	952	1,023
全国加重 平均額	A 6	A 6	901	902	930	961	1,004	1,055	1,121
	B 14	B 28							
	C 11	C 13							
	D 16								

都道府県別最低賃金（引上額）（円）

	目安ランク		令和元年度	令和２年度 （コナ）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	H29～	R5～							
北海道	C	B	26	0	28	31	40	50	65
青森	D	C	28	3	29	31	45	55	76
岩手	D	C	28	3	28	33	39	59	79
宮城	C	B	26	1	28	30	40	50	65
秋田	D	C	28	2	30	31	44	54	80
山形	D	C	27	3	29	32	46	55	77
福島	D	B	26	2	28	30	42	55	78
茨城	B	B	27	2	28	32	42	52	69
栃木	B	B	27	1	28	31	41	50	64
群馬	B	B	26	2	28	30	40	50	78
埼玉	A	A	28	2	28	31	41	50	63
千葉	A	A	28	2	28	31	42	50	64
東京	A	A	28	0	28	31	41	50	63
神奈川	A	A	28	1	28	31	41	50	63
新潟	C	B	27	1	28	31	41	54	65
富山	B	B	27	1	28	31	40	50	64
石川	B	B	26	1	28	30	42	51	70
福井	C	B	26	1	28	30	43	53	69
山梨	B	B	27	1	28	32	40	50	64
長野	B	B	27	1	28	31	40	50	63
岐阜	C	B	26	1	28	30	40	51	64
静岡	B	B	27	0	28	31	40	50	63
愛知	A	A	28	1	28	31	41	50	63
三重	B	B	27	1	28	31	40	50	64
滋賀	B	B	27	2	28	31	40	50	63
京都	B	B	27	0	28	31	40	50	64
大阪	A	A	28	0	28	31	41	50	63
兵庫	B	B	28	1	28	32	41	51	64
奈良	C	B	26	1	28	30	40	50	65
和歌山	C	B	27	1	28	30	40	51	65
鳥取	D	C	28	2	29	33	46	57	73
島根	D	B	26	2	32	33	47	58	71
岡山	B	B	26	1	28	30	40	50	65
広島	B	B	27	0	28	31	40	50	65
山口	C	B	27	0	28	31	40	51	64
徳島	C	B	27	3	28	31	41	84	66
香川	C	B	26	2	28	30	40	52	66
愛媛	D	B	26	3	28	32	44	59	77
高知	D	C	28	2	28	33	44	55	71
福岡	C	B	27	1	28	30	41	51	65
佐賀	D	C	28	2	29	32	47	56	74
長崎	D	C	28	3	28	32	45	55	78
熊本	D	C	28	3	28	32	45	54	82
大分	D	C	28	2	30	32	45	55	81
宮崎	D	C	28	3	28	32	44	55	71
鹿児島	D	C	29	3	28	32	44	56	73
沖縄	D	C	28	2	28	33	43	56	71
全国加重 平均額	A 6	A 6	27	1	28	31	43	51	66
	B 14	B 28							
	C 11	C 13							
	D 16								

都道府県別最低賃金（引上率）（％）

	目安ランク		令和元年度	令和２年度 （コナ）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	H29～	R5～							
北海道	C	B	3.11	0.00	3.25	3.49	4.35	5.21	6.44
青森	D	C	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	6.12	7.97
岩手	D	C	3.67	0.38	3.53	4.02	4.57	6.61	8.30
宮城	C	B	3.26	0.12	3.39	3.52	4.53	5.42	6.68
秋田	D	C	3.67	0.25	3.79	3.77	5.16	6.02	8.41
山形	D	C	3.54	0.38	3.66	3.89	5.39	6.11	8.06
福島	D	B	3.37	0.25	3.50	3.62	4.90	6.11	8.17
茨城	B	B	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61	5.46	6.87
栃木	B	B	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49	5.24	6.37
群馬	B	B	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47	5.35	7.92
埼玉	A	A	3.12	0.22	3.02	3.24	4.15	4.86	5.84
千葉	A	A	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27	4.87	5.95
東京	A	A	2.84	0.00	2.76	2.98	3.82	4.49	5.42
神奈川	A	A	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83	4.50	5.42
新潟	C	B	3.36	0.12	3.37	3.61	4.61	5.80	6.60
富山	B	B	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27	6.41
石川	B	B	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71	5.47	7.11
福井	C	B	3.24	0.12	3.37	3.50	4.84	5.69	7.01
山梨	B	B	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	6.48
長野	B	B	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27	6.31
岐阜	C	B	3.15	0.12	3.29	3.41	4.40	5.37	6.39
静岡	B	B	3.15	0.00	3.16	3.40	4.24	5.08	6.09
愛知	A	A	3.12	0.11	3.02	3.25	4.16	4.87	5.85
三重	B	B	3.19	0.11	3.20	3.44	4.29	5.14	6.26
滋賀	B	B	3.22	0.23	3.23	3.46	4.31	5.17	6.19
京都	B	B	3.06	0.00	3.08	3.31	4.13	4.96	6.05
大阪	A	A	2.99	0.00	2.90	3.13	4.01	4.70	5.66
兵庫	B	B	3.21	0.11	3.11	3.45	4.27	5.09	6.08
奈良	C	B	3.21	0.12	3.34	3.46	4.46	5.34	6.59
和歌山	C	B	3.36	0.12	3.37	3.49	4.50	5.49	6.63
鳥取	D	C	3.67	0.25	3.66	4.02	5.39	6.33	7.63
島根	D	B	3.40	0.25	4.04	4.00	5.48	6.42	7.38
岡山	B	B	3.22	0.12	3.36	3.48	4.48	5.36	6.62
広島	B	B	3.20	0.00	3.21	3.45	4.30	5.15	6.37
山口	C	B	3.37	0.00	3.38	3.62	4.50	5.50	6.54
徳島	C	B	3.52	0.38	3.52	3.76	4.80	9.38	6.73
香川	C	B	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56	5.66	6.80
愛媛	D	B	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16	6.58	8.05
高知	D	C	3.67	0.25	3.54	4.02	5.16	6.13	7.46
福岡	C	B	3.32	0.12	3.33	3.45	4.56	5.42	6.55
佐賀	D	C	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51	6.22	7.74
長崎	D	C	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28	6.12	8.18
熊本	D	C	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28	6.01	8.61
大分	D	C	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	6.12	8.49
宮崎	D	C	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16	6.13	7.46
鹿児島	D	C	3.81	0.38	3.53	3.90	5.16	6.24	7.66
沖縄	D	C	3.67	0.25	3.54	4.02	5.04	6.25	7.46
全国加重 平均額	A 6	A 6	3.09	0.11	3.10	3.33	4.47	5.08	6.26
	B 14	B 28							
	C 11	C 13							
	D 16								

特定最低賃金の額	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
食料品・飲料製造業関係										
北海道（処理牛乳・乳飲料、乳製品、乳	C	B	892	893	922	954	996	1,048	1,113	R7.12.1
千葉（調味料）	A	A	889	889	889	889	889	889	889	H29.12.25
香川（冷凍調味料食品）	C	B	819	821	849	849	849	849	849	R3.12.15
宮崎（部分肉・冷凍肉、肉加工品、処	D	C	678	678	678	678	678	678	678	H26.12.26
沖縄（糖類製造業）	D	C	769	769	769	769	769	769	769	H30.11.25

鉄鋼業関係										
北海道	C	B	967	967	979	1,000	1,030	1,100	1,165	R7.12.1
青森	D	C	900	903	929	958	992	1,045	1,109	R7.12.21
岩手（金属製品含む）	D	C	850	852	878	908	949	1,008	1,072	R8.1.15
宮城	C	B	923	925	953	983	1,003	1,059	1,125	R7.12.15
茨城	B	B	943	945	975	1,004	1,046	1,098	1,166	R8.3.1
群馬	B	B	919	921	946	976	1,017	1,067	1,131	R8.1.1
千葉	A	A	993	995	1,023	1,054	1,096	1,147	1,210	R7.12.25
東京	A	A	871	871	871	871	871	871	871	H26.3.23
神奈川	A	A	874	874	874	874	874	874	874	H26.3.15
愛知	A	A	975	976	996	1,018	1,059	1,111	1,175	R7.12.16
三重	B	B	739	739	739	739	739	739	739	H10.12.15
大阪	A	A	966	968	996	996	1,066	1,120	1,185	R7.12.1
兵庫	B	B	963	964	992	1,024	1,065	1,116	1,180	R7.12.1
和歌山	C	B	948	949	977	1,008	1,050	1,103	1,170	R7.12.30
島根	D	B	914	922	954	987	1,034	1,092	1,163	R7.12.13
岡山	B	B	962	962	985	1,010	1,050	1,102	1,166	R7.12.27
広島	B	B	969	970	995	1,024	1,064	1,114	1,179	R7.12.31
山口（非鉄金属含む）	C	B	966	967	995	1,024	1,064	1,116	1,180	R7.12.15
福岡	C	B	975	976	980	1,010	1,053	1,106	1,176	R7.12.10
大分	D	C	947	951	981	1,010	1,053	1,106	1,176	R7.12.25

一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係										
山形	D	C	859	862	888	919	961	1,012	1,070	R7.12.23
茨城	B	B	905	907	935	964	1,005	1,055	1,105	R8.3.1
栃木	B	B	910	913	939	970	1,007	1,055	1,070	R7.12.31
群馬	B	B	908	910	935	965	1,006	1,056	1,120	R8.1.1
千葉	A	A	922	922	922	922	922	922	922	H30.12.25
東京	A	A	832	832	832	832	832	832	832	H22.12.31
神奈川	A	A	857	857	857	857	857	857	857	H25.3.1
石川（金属製品、電気機器を含む）	B	B	920	922	946	971	1,000	1,040	1,090	R7.12.31
福井	C	B	874	874	874	915	933	933	933	R5.12.24
長野（輸送用機械を含む）	B	B	903	905	927	956	994	1,043	1,105	R7.12.28
愛知	A	A	947	948	968	968	968	968	968	R3.12.16
三重	B	B	762	762	762	762	762	762	762	H15.12.15
滋賀	B	B	930	933	953	978	1,013	1,060	1,114	R7.12.28
京都	B	B	822	822	822	822	822	822	822	H20.12.21
大阪（金属製品、輸送用機器を含む）	A	A	967	968	997	1,028	1,070	1,127	1,197	R7.12.1
兵庫	B	B	942	944	960	993	1,035	1,087	1,150	R7.12.1
奈良	C	B	897	898	905	905	905	905	905	R3.12.29
島根	D	B	894	898	930	963	1,010	1,068	1,134	R7.12.19
岡山	B	B	934	934	952	972	1,005	1,054	1,103	R8.1.17
広島	B	B	934	935	958	984	1,020	1,070	1,070	R6.12.31
徳島	C	B	925	928	945	977	1,020	1,070	1,134	R8.1.1
香川	C	B	940	943	970	1,000	1,040	1,092	1,158	R7.12.15
愛媛	D	B	927	930	957	963	997	1,049	1,114	R7.12.25
佐賀	D	C	867	870	896	929	974	1,010	1,010	R6.12.20
長崎	D	C	875	875	875	875	875	875	875	R1.12.7

特定最低賃金の額	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係										
岩手	D	C	827	829	856	886	925	985	1,052	R8.2.1
福島	D	B	867	868	889	889	928	928	928	R6.1.12
栃木	B	B	909	912	940	971	1,008	1,056	1,104	R7.12.31
埼玉	A	A	959	963	990	1,022	1,064	1,114	1,177	R7.12.1
千葉	A	A	887	887	887	887	887	887	887	H29.12.25
愛知	A	A	875	875	875	875	875	875	875	H29.12.16
兵庫	B	B	901	903	931	963	1,002	1,053	1,117	R7.12.1

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係										
北海道	C	B	894	895	924	955	997	1,049	1,116	R7.12.1
青森	D	C	829	833	859	888	927	968	1,045	R7.12.21
岩手	D	C	818	820	847	877	917	975	1,039	R8.1.15
宮城	C	B	862	864	890	919	959	1,012	1,077	R7.12.15
秋田	D	C	833	836	861	891	930	958	1,032	R8.3.31
山形	D	C	843	846	872	903	945	996	1,055	R7.12.23
福島	D	B	833	834	856	880	880	880	880	R4.12.30
茨城（精密機器を含む）	B	B	901	904	932	961	1,002	1,052	1,115	R8.3.19
栃木	B	B	910	913	940	971	1,008	1,056	1,105	R7.12.31
群馬	B	B	908	910	935	965	1,006	1,056	1,120	R8.1.1
埼玉	A	A	951	954	981	1,013	1,055	1,105	1,168	R7.12.1
千葉	A	A	951	954	981	1,013	1,055	1,105	1,169	R7.12.25
東京（精密機器を含む）	A	A	829	829	829	829	829	829	829	H22.12.31
神奈川	A	A	890	890	890	890	890	890	890	H27.3.1
新潟	C	B	908	910	936	965	1,005	1,005	1,005	R5.12.27
富山	B	B	849	851	879	910	951	1,002	1,002	R6.12.26
石川	B	B	868	870	896	923	963	1,008	1,064	R7.12.31
福井	C	B	857	857	857	857	857	857	857	R1.12.24
山梨	B	B	913	914	934	959	997	1,047	1,100	R8.2.15
長野（精密機器を含む）	B	B	892	894	916	945	983	1,032	1,095	R8.1.1
岐阜	C	B	886	887	907	929	965	965	965	R5.12.21
静岡	B	B	919	920	939	964	997	1,042	1,042	R6.12.21
愛知	A	A	901	901	901	901	901	901	901	H30.12.16
三重	B	B	905	906	927	952	987	1,031	1,031	R6.12.21
滋賀（精密機器を含む）	B	B	914	917	939	965	1,003	1,050	1,105	R7.12.28
京都	B	B	936	936	957	986	1,025	1,074	1,136	R8.1.24
大阪	A	A	965	966	994	994	1,068	1,127	1,197	R7.12.4
兵庫	B	B	900	902	930	961	1,002	1,053	1,117	R7.12.1
奈良	C	B	882	883	891	891	891	891	891	R3.12.29
鳥取	D	C	807	809	825	859	906	963	963	R6.12.19
島根	D	B	822	825	853	882	929	987	1,058	R7.12.14
岡山	B	B	878	878	904	932	974	1,025	1,090	R8.1.4
広島	B	B	895	897	924	953	995	1,045	1,110	R7.12.31
山口	C	B	892	893	921	948	986	1,032	1,032	R6.12.15
徳島	C	B	885	888	911	942	983	1,038	1,105	R8.1.1
香川	C	B	883	886	913	942	982	1,030	1,090	R7.12.28
愛媛	D	B	892	895	921	947	987	1,038	1,107	R7.12.25
高知	D	C	793	793	793	793	793	793	793	R1.12.29
福岡	C	B	926	927	947	977	1,019	1,071	1,137	R7.12.10
佐賀	D	C	836	839	867	900	943	996	996	R6.12.19
長崎	D	C	833	837	864	864	864	864	864	R3.12.29
熊本	D	C	832	836	863	896	940	996	1,063	R8.1.1
大分	D	C	832	835	864	896	941	996	1,066	R7.12.25
宮崎	D	C	800	803	831	831	831	831	831	R3.12.24
鹿児島	D	C	812	815	842	842	842	842	842	R3.12.17

特定最低賃金の額	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
各種商品小売業										
青森	D	C	821	825	852	882	921	956	956	R6.12.21
岩手	D	C	767	767	767	767	767	767	767	H28.12.11
茨城	B	B	871	874	881	881	881	881	881	R3.12.31
栃木	B	B	871	874	874	874	874	874	874	R2.12.31
埼玉	A	A	849	849	849	849	849	849	849	H28.12.1
千葉	A	A	848	848	848	848	848	848	848	H28.12.25
新潟	C	B	842	842	842	842	932	932	932	R5.12.30
長野	B	B	855	857	879	910	950	950	950	R5.12.31
静岡	B	B	886	886	886	886	886	886	886	R1.12.21
愛知	A	A	847	847	847	847	847	847	847	H28.12.16
滋賀	B	B	840	840	840	840	840	840	840	H30.12.29
京都	B	B	910	910	938	938	938	938	938	R4.1.26
兵庫	B	B	797	797	797	797	797	797	797	H28.2.1
鳥取	D	C	718	718	718	718	902	902	902	R5.12.15
岡山	B	B	880	880	893	910	933	933	933	R6.1.10
広島	B	B	878	878	903	903	903	903	903	R3.12.31
愛媛	D	B	806	810	822	854	854	854	854	R4.12.25
大分	D	C	716	716	716	716	716	716	716	H28.12.25
宮崎	D	C	705	705	705	705	705	705	705	H27.12.24
沖縄	D	C	770	770	770	770	770	770	770	H30.11.23

自動車小売業関係										
青森	D	C	861	864	890	919	923	963	963	R6.12.21
岩手	D	C	861	863	879	903	945	1,004	1,068	R8.1.15
宮城	C	B	890	891	918	946	986	1,036	1,101	R7.12.15
秋田（新車、自動車部分品・附属品を）	D	C	861	864	869	897	938	980	1,032	R8.3.31
福島	D	B	867	868	894	922	960	1,020	1,098	R8.1.8
埼玉	A	A	957	962	988	1,018	1,060	1,089	1,152	R7.12.1
千葉（新車）	A	A	922	922	922	922	922	922	922	H30.12.25
神奈川	A	A	842	842	842	842	842	842	842	H23.12.21
新潟（新車、自動車部分品・附属品を）	C	B	919	920	936	961	997	1,015	1,053	R7.12.14
富山（新車）	B	B	769	769	769	769	769	769	769	H23.1.20
愛知（新車）	A	A	941	943	943	943	943	943	943	R2.12.16
愛知（新車、自動車部分品・附属品を）	A	A	800	800	800	800	800	800	800	H19.12.16
京都（新車）	B	B	911	911	939	939	939	939	939	R4.1.26
大阪	A	A	965	965	993	993	993	993	993	R3.12.1
兵庫	B	B	901	901	930	963	963	963	963	R4.12.1
奈良	C	B	884	885	892	892	892	892	892	R3.12.29
島根（新車）	D	B	865	872	904	932	960	1,000	1,069	R7.11.26
広島	B	B	912	913	930	958	993	1,038	1,038	R7.2.21
福岡（新車）	C	B	940	941	959	987	1,028	1,066	1,131	R7.12.10
大分（新車）	D	C	844	848	872	902	942	991	1,061	R7.12.25
宮崎（新車）	D	C	828	832	858	890	927	927	927	R5.12.20
鹿児島（新車）	D	C	844	847	872	902	945	986	1,048	R7.12.28
沖縄（新車）	D	C	770	770	770	770	770	770	770	H30.11.18

特定最低賃金(引上額)(円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
食料品・飲料製造業関係										
北海道（処理牛乳・乳飲料、乳製品、	C	B	21	1	29	32	42	52	65	R7.12.1
千葉（調味料）	A	A								H29.12.25
香川（冷凍調味料食品）	C	B	26	2	28					R3.12.15
宮崎（部分肉・冷凍肉、肉加工品、処	D	C								H26.12.26
沖縄（糖類製造業）	D	C								H30.11.25

鉄鋼業関係										
北海道	C	B	19		12	21	30	70	65	R7.12.1
青森	D	C	23	3	26	29	34	53	64	R7.12.21
岩手（金属製品含む）	D	C	21	2	26	30	41	59	64	R8.1.15
宮城	C	B	25	2	28	30	20	56	66	R7.12.15
茨城	B	B	27	2	30	29	42	52	68	R8.3.1
群馬	B	B	22	2	25	30	41	50	64	R8.1.1
千葉	A	A	28	2	28	31	42	51	63	R7.12.25
東京	A	A								H26.3.23
神奈川	A	A								H26.3.15
愛知	A	A	18	1	20	22	41	52	64	R7.12.16
三重	B	B								H10.12.15
大阪	A	A	20	2	28		70	54	65	R7.12.1
兵庫	B	B	20	1	28	32	41	51	64	R7.12.1
和歌山	C	B	27	1	28	31	42	53	67	R7.12.30
島根	D	B	28	8	32	33	47	58	71	R7.12.13
岡山	B	B	23		23	25	40	52	64	R7.12.27
広島	B	B	23	1	25	29	40	50	65	R7.12.31
山口（非鉄金属含む）	C	B	27	1	28	29	40	52	64	R7.12.15
福岡	C	B	25	1	4	30	43	53	70	R7.12.10
大分	D	C	32	4	30	29	43	53	70	R7.12.25

一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係										
山形	D	C	22	3	26	31	42	51	58	R7.12.23
茨城	B	B	25	2	28	29	41	50	50	R8.3.1
栃木	B	B	21	3	26	31	37	48	15	R7.12.31
群馬	B	B	22	2	25	30	41	50	64	R8.1.1
千葉	A	A								H30.12.25
東京	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H25.3.1
石川（金属製品、電気機器を含む）	B	B	20	2	24	25	29	40	50	R7.12.31
福井	C	B	15			41	18			R5.12.24
長野（輸送用機械を含む）	B	B	20	2	22	29	38	49	62	R7.12.28
愛知	A	A	19	1	20					R3.12.16
三重	B	B								H15.12.15
滋賀	B	B	20	3	20	25	35	47	54	R7.12.28
京都	B	B								H20.12.21
大阪（金属製品、輸送用機器を含む）	A	A	28	1	29	31	42	57	70	R7.12.1
兵庫	B	B	21	2	16	33	42	52	63	R7.12.1
奈良	C	B	19	1	7					R3.12.29
島根	D	B	27	4	32	33	47	58	66	R7.12.19
岡山	B	B	22		18	20	33	49	49	R8.1.17
広島	B	B	22	1	23	26	36	50		R6.12.31
徳島	C	B	25	3	17	32	43	50	64	R8.1.1
香川	C	B	25	3	27	30	40	52	66	R7.12.15
愛媛	D	B	25	3	27	6	34	52	65	R7.12.25
佐賀	D	C	20	3	26	33	45	36		R6.12.20
長崎	D	C	14							R1.12.7

白抜・空白は金額改正無し

グレーは埋没

特定最低賃金(引上額)(円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係										
岩手	D	C	18	2	27	30	39	60	67	R8.2.1
福島	D	B	18	1	21		39			R6.1.12
栃木	B	B	20	3	28	31	37	48	48	R7.12.31
埼玉	A	A	21	4	27	32	42	50	63	R7.12.1
千葉	A	A								H29.12.25
愛知	A	A								H29.12.16
兵庫	B	B	26	2	28	32	39	51	64	R7.12.1

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係										
北海道	C	B	26	1	29	31	42	52	67	R7.12.1
青森	D	C	23	4	26	29	39	41	77	R7.12.21
岩手	D	C	22	2	27	30	40	58	64	R8.1.15
宮城	C	B	21	2	26	29	40	53	65	R7.12.15
秋田	D	C	25	3	25	30	39	28	74	R8.3.31
山形	D	C	22	3	26	31	42	51	59	R7.12.23
福島	D	B	18	1	22	24				R4.12.30
茨城（精密機器を含む）	B	B	24	3	28	29	41	50	63	R8.3.19
栃木	B	B	21	3	27	31	37	48	49	R7.12.31
群馬	B	B	22	2	25	30	41	50	64	R8.1.1
埼玉	A	A	21	3	27	32	42	50	63	R7.12.1
千葉	A	A	23	3	27	32	42	50	64	R7.12.25
東京（精密機器を含む）	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H27.3.1
新潟	C	B	18	2	26	29	40			R5.12.27
富山	B	B	26	2	28	31	41	51		R6.12.26
石川	B	B	21	2	26	27	40	45	56	R7.12.31
福井	C	B	17							R1.12.24
山梨	B	B	23	1	20	25	38	50	53	R8.2.15
長野（精密機器を含む）	B	B	20	2	22	29	38	49	63	R8.1.1
岐阜	C	B	20	1	20	22	36			R5.12.21
静岡	B	B	19	1	19	25	33	45		R6.12.21
愛知	A	A								H30.12.16
三重	B	B	19	1	21	25	35	44		R6.12.21
滋賀（精密機器を含む）	B	B	20	3	22	26	38	47	55	R7.12.28
京都	B	B	17		21	29	39	49	62	R8.1.24
大阪	A	A	28	1	28		74	59	70	R7.12.4
兵庫	B	B	27	2	28	31	41	51	64	R7.12.1
奈良	C	B	17	1	8					R3.12.29
鳥取	D	C	17	2	16	34	47	57		R6.12.19
島根	D	B	22	3	28	29	47	58	71	R7.12.14
岡山	B	B	24		26	28	42	51	65	R8.1.4
広島	B	B	22	2	27	29	42	50	65	R7.12.31
山口	C	B	27	1	28	27	38	46		R6.12.15
徳島	C	B	23	3	23	31	41	55	67	R8.1.1
香川	C	B	21	3	27	29	40	48	60	R7.12.28
愛媛	D	B	22	3	26	26	40	51	69	R7.12.25
高知	D	C	5							R1.12.29
福岡	C	B	21	1	20	30	42	52	66	R7.12.10
佐賀	D	C	20	3	28	33	43	53		R6.12.19
長崎	D	C	25	4	27					R3.12.29
熊本	D	C	25	4	27	33	44	56	67	R8.1.1
大分	D	C	25	3	29	32	45	55	70	R7.12.25
宮崎	D	C	25	3	28					R3.12.24
鹿児島	D	C	24	3	27					R3.12.17

特定最低賃金(引上額)(円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10才)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
各種商品小売業										
青森	D	C	23	4	27	30	39	35		R6.12.21
岩手	D	C								H28.12.11
茨城	B	B	22	3	7					R3.12.31
栃木	B	B	21	3						R2.12.31
埼玉	A	A								H28.12.1
千葉	A	A								H28.12.25
新潟	C	B	18				90			R5.12.30
長野	B	B	20	2	22	31	40			R5.12.31
静岡	B	B	20							R1.12.21
愛知	A	A								H28.12.16
滋賀	B	B								H30.12.29
京都	B	B	26		28					R4.1.26
兵庫	B	B								H28.2.1
鳥取	D	C					184			R5.12.15
岡山	B	B	24		13	17	23			R6.1.10
広島	B	B	20		25					R3.12.31
愛媛	D	B	17	4	12	32				R4.12.25
大分	D	C								H28.12.25
宮崎	D	C								H27.12.24
沖縄	D	C								H30.11.23

自動車小売業関係										
青森	D	C	23	3	26	29	4	40		R6.12.21
岩手	D	C	23	2	16	24	42	59	64	R8.1.15
宮城	C	B	25	1	27	28	40	50	65	R7.12.15
秋田（新車、自動車部分品・附属品を）	D	C	23	3	5	28	41	42	52	R8.3.31
福島	D	B	19	1	26	28	38	60	78	R8.1.8
埼玉	A	A	21	5	26	30	42	29	63	R7.12.1
千葉（新車）	A	A								H30.12.25
神奈川	A	A								H23.12.21
新潟（新車、自動車部分品・附属品を）	C	B	21	1	16	25	36	18	38	R7.12.14
富山（新車）	B	B								H23.1.20
愛知（新車）	A	A	20	2						R2.12.16
愛知（新車、自動車部分品・附属品を）	A	A								H19.12.16
京都（新車）	B	B	27		28					R4.1.26
大阪	A	A	28		28					R3.12.1
兵庫	B	B	25		29	33				R4.12.1
奈良	C	B	17	1	7					R3.12.29
島根（新車）	D	B	27	7	32	28	28	40	69	R7.11.26
広島	B	B	22	1	17	28	35	45		R7.2.21
福岡（新車）	C	B	25	1	18	28	41	38	65	R7.12.10
大分（新車）	D	C	23	4	24	30	40	49	70	R7.12.25
宮崎（新車）	D	C	24	4	26	32	37			R5.12.20
鹿児島（新車）	D	C	23	3	25	30	43	41	62	R7.12.28
沖縄（新車）	D	C								H30.11.18

特定最低賃金(引上率)(%)	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
食料品・飲料製造業関係										
北海道（処理牛乳・乳飲料、乳製品、	C	B	2.41	0.11	3.25	3.47	4.40	5.22	6.20	R7.12.1
千葉（調味料）	A	A								H29.12.25
香川（冷凍調味料食品）	C	B	3.28	0.24	3.41					R3.12.15
宮崎（部分肉・冷凍肉、肉加工品、処	D	C								H26.12.26
沖縄（糖類製造業）	D	C								H30.11.25

鉄鋼業関係										
北海道	C	B	2.00		1.24	2.15	3.00	6.80	5.91	R7.12.1
青森	D	C	2.62	0.33	2.88	3.12	3.55	5.34	6.12	R7.12.21
岩手（金属製品含む）	D	C	2.53	0.24	3.05	3.42	4.52	6.22	6.35	R8.1.15
宮城	C	B	2.78	0.22	3.03	3.15	2.03	5.58	6.23	R7.12.15
茨城	B	B	2.95	0.21	3.17	2.97	4.18	4.97	6.19	R8.3.1
群馬	B	B	2.45	0.22	2.71	3.17	4.20	4.92	6.00	R8.1.1
千葉	A	A	2.90	0.20	2.81	3.03	3.98	4.65	5.49	R7.12.25
東京	A	A								H26.3.23
神奈川	A	A								H26.3.15
愛知	A	A	1.88	0.10	2.05	2.21	4.03	4.91	5.76	R7.12.16
三重	B	B								H10.12.15
大阪	A	A	2.11	0.21	2.89		7.03	5.07	5.80	R7.12.1
兵庫	B	B	2.12	0.10	2.90	3.23	4.00	4.79	5.73	R7.12.1
和歌山	C	B	2.93	0.11	2.95	3.17	4.17	5.05	6.07	R7.12.30
島根	D	B	3.16	0.88	3.47	3.46	4.76	5.61	6.50	R7.12.13
岡山	B	B	2.45		2.39	2.54	3.96	4.95	5.81	R7.12.27
広島	B	B	2.43	0.10	2.58	2.91	3.91	4.70	5.83	R7.12.31
山口（非鉄金属含む）	C	B	2.88	0.10	2.90	2.91	3.91	4.89	5.73	R7.12.15
福岡	C	B	2.63	0.10	0.41	3.06	4.26	5.03	6.33	R7.12.10
大分	D	C	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26	5.03	6.33	R7.12.25

一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）関係										
山形	D	C	2.63	0.35	3.02	3.49	4.57	5.31	5.73	R7.12.23
茨城	B	B	2.84	0.22	3.09	3.10	4.25	4.98	4.74	R8.3.1
栃木	B	B	2.36	0.33	2.85	3.30	3.81	4.77	1.42	R7.12.31
群馬	B	B	2.48	0.22	2.75	3.21	4.25	4.97	6.06	R8.1.1
千葉	A	A								H30.12.25
東京	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H25.3.1
石川（金属製品、電気機器を含む）	B	B	2.22	0.22	2.60	2.64	2.99	4.00	4.81	R7.12.31
福井	C	B	1.75			4.69	1.97			R5.12.24
長野（輸送用機械を含む）	B	B	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	4.93	5.94	R7.12.28
愛知	A	A	2.05	0.11	2.11					R3.12.16
三重	B	B								H15.12.15
滋賀	B	B	2.20	0.32	2.14	2.62	3.58	4.64	5.09	R7.12.28
京都	B	B								H20.12.21
大阪（金属製品、輸送用機器を含む）	A	A	2.98	0.10	3.00	3.11	4.09	5.33		R7.12.1
兵庫	B	B	2.28	0.21	1.69	3.44	4.23	5.02	5.80	R7.12.1
奈良	C	B	2.16	0.11	0.78					R3.12.29
島根	D	B	3.11	0.45	3.56	3.55	4.88	5.74	6.18	R7.12.19
岡山	B	B	2.41		1.93	2.10	3.40	4.88	4.65	R8.1.17
広島	B	B	2.41	0.11	2.46	2.71	3.66	4.90		R6.12.31
徳島	C	B	2.78	0.32	1.83	3.39	4.40	4.90	5.98	R8.1.1
香川	C	B	2.73	0.32	2.86	3.09	4.00	5.00	6.04	R7.12.15
愛媛	D	B	2.77	0.32	2.90	0.63	3.53	5.22	6.20	R7.12.25
佐賀	D	C	2.36	0.35	2.99	3.68	4.84	3.70		R6.12.20
長崎	D	C	1.63							R1.12.7

白抜・空白は金額改正無し

グレーは埋没

特定最低賃金(引上率)(%)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (コナ)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係										
岩手	D	C	2.22	0.24	3.26	3.50	4.40	6.49	6.80	R8.2.1
福島	D	B	2.12	0.12	2.42		4.39			R6.1.12
栃木	B	B	2.25	0.33	3.07	3.30	3.81	4.76	4.55	R7.12.31
埼玉	A	A	2.24	0.42	2.80	3.23	4.11	4.70	5.66	R7.12.1
千葉	A	A								H29.12.25
愛知	A	A								H29.12.16
兵庫	B	B	2.97	0.22	3.10	3.44	4.05	5.09	6.08	R7.12.1

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係										
北海道	C	B	3.00	0.11	3.24	3.35	4.40	5.22	6.39	R7.12.1
青森	D	C	2.85	0.48	3.12	3.38	4.39	4.42	7.95	R7.12.21
岩手	D	C	2.76	0.24	3.29	3.54	4.56	6.32	6.56	R8.1.15
宮城	C	B	2.50	0.23	3.01	3.26	4.35	5.53	6.42	R7.12.15
秋田	D	C	3.09	0.36	2.99	3.48	4.38	3.01	7.72	R8.3.31
山形	D	C	2.68	0.36	3.07	3.56	4.65	5.40	5.92	R7.12.23
福島	D	B	2.21	0.12	2.64	2.80				R4.12.30
茨城（精密機器を含む）	B	B	2.74	0.33	3.10	3.11	4.27	4.99	5.99	R8.3.19
栃木	B	B	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81	4.76	4.64	R7.12.31
群馬	B	B	2.48	0.22	2.75	3.21	4.25	4.97	6.06	R8.1.1
埼玉	A	A	2.26	0.32	2.83	3.26	4.15	4.74	5.70	R7.12.1
千葉	A	A	2.48	0.32	2.83	3.26	4.15	4.74	5.79	R7.12.25
東京（精密機器を含む）	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H27.3.1
新潟	C	B	2.02	0.22	2.86	3.10	4.15			R5.12.27
富山	B	B	3.16	0.24	3.29	3.53	4.51	5.36		R6.12.26
石川	B	B	2.48	0.23	2.99	3.01	4.33	4.67	5.56	R7.12.31
福井	C	B	2.02							R1.12.24
山梨	B	B	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	5.06	R8.2.15
長野（精密機器を含む）	B	B	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	4.98	6.10	R8.1.1
岐阜	C	B	2.31	0.11	2.25	2.43	3.88			R5.12.21
静岡	B	B	2.11	0.11	2.07	2.66	3.42	4.51		R6.12.21
愛知	A	A								H30.12.16
三重	B	B	2.14	0.11	2.32	2.70	3.68	4.46		R6.12.21
滋賀（精密機器を含む）	B	B	2.24	0.33	2.40	2.77	3.94	4.69	5.24	R7.12.28
京都	B	B	1.85		2.24	3.03	3.96	4.78	5.77	R8.1.24
大阪	A	A	2.99	0.10	2.90		7.44	5.52	6.21	R7.12.4
兵庫	B	B	3.09	0.22	3.10	3.33	4.27	5.09	6.08	R7.12.1
奈良	C	B	1.97	0.11	0.91					R3.12.29
鳥取	D	C	2.15	0.25	1.98	4.12	5.47	6.29		R6.12.19
島根	D	B	2.75	0.36	3.39	3.40	5.33	6.24	7.19	R7.12.14
岡山	B	B	2.81		2.96	3.10	4.51	5.24	6.34	R8.1.4
広島	B	B	2.52	0.22	3.01	3.14	4.41	5.03	6.22	R7.12.31
山口	C	B	3.12	0.11	3.14	2.93	4.01	4.67		R6.12.15
徳島	C	B	2.67	0.34	2.59	3.40	4.35	5.60	6.45	R8.1.1
香川	C	B	2.44	0.34	3.05	3.18	4.25	4.89	5.83	R7.12.28
愛媛	D	B	2.53	0.34	2.91	2.82	4.22	5.17	6.65	R7.12.25
高知	D	C	0.63							R1.12.29
福岡	C	B	2.32	0.11	2.16	3.17	4.30	5.10	6.16	R7.12.10
佐賀	D	C	2.45	0.36	3.34	3.81	4.78	5.62		R6.12.19
長崎	D	C	3.09	0.48	3.23					R3.12.29
熊本	D	C	3.10	0.48	3.23	3.82	4.91	5.96	6.73	R8.1.1
大分	D	C	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02	5.84	7.03	R7.12.25
宮崎	D	C	3.23	0.38	3.49					R3.12.24
鹿児島	D	C	3.05	0.37	3.31					R3.12.17

特定最低賃金(引上率)(%)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10才)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
各種商品小売業										
青森	D	C	2.88	0.49	3.27	3.52	4.42	3.80		R6.12.21
岩手	D	C								H28.12.11
茨城	B	B	2.59	0.34	0.80					R3.12.31
栃木	B	B	2.47	0.34						R2.12.31
埼玉	A	A								H28.12.1
千葉	A	A								H28.12.25
新潟	C	B	2.18				10.69			R5.12.30
長野	B	B	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40			R5.12.31
静岡	B	B	2.31							R1.12.21
愛知	A	A								H28.12.16
滋賀	B	B								H30.12.29
京都	B	B	2.94		3.08					R4.1.26
兵庫	B	B								H28.2.1
鳥取	D	C					25.63			R5.12.15
岡山	B	B	2.80		1.48	1.90	2.53			R6.1.10
広島	B	B	2.33		2.85					R3.12.31
愛媛	D	B	2.15	0.50	1.48	3.89				R4.12.25
大分	D	C								H28.12.25
宮崎	D	C								H27.12.24
沖縄	D	C								H30.11.23

自動車小売業関係										
青森	D	C	2.74	0.35	3.01	3.26	0.44	4.33		R6.12.21
岩手	D	C	2.74	0.23	1.85	2.73	4.65	6.24	6.37	R8.1.15
宮城	C	B	2.89	0.11	3.03	3.05	4.23	5.07	6.27	R7.12.15
秋田（新車、自動車部分品・附属品を）	D	C	2.74	0.35	0.58	3.22	4.57	4.48	5.31	R8.3.31
福島	D	B	2.24	0.12	3.00	3.13	4.12	6.25	7.65	R8.1.8
埼玉	A	A	2.24	0.52	2.70	3.04	4.13	2.74	5.79	R7.12.1
千葉（新車）	A	A								H30.12.25
神奈川	A	A								H23.12.21
新潟（新車、自動車部分品・附属品を）	C	B	2.34	0.11	1.74	2.67	3.75	1.81	3.74	R7.12.14
富山（新車）	B	B								H23.1.20
愛知（新車）	A	A	2.17	0.21						R2.12.16
愛知（新車、自動車部分品・附属品を）	A	A								H19.12.16
京都（新車）	B	B	3.05		3.07					R4.1.26
大阪	A	A	2.99		2.90					R3.12.1
兵庫	B	B	2.85		3.22	3.55				R4.12.1
奈良	C	B	1.96	0.11	0.79					R3.12.29
島根（新車）	D	B	3.22	0.81	3.67	3.10	3.00	4.17	6.90	R7.11.26
広島	B	B	2.47	0.11	1.86	3.01	3.65	4.53		R7.2.21
福岡（新車）	C	B	2.73	0.11	1.91	2.92	4.15	3.70	6.10	R7.12.10
大分（新車）	D	C	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43	5.20	7.06	R7.12.25
宮崎（新車）	D	C	2.99	0.48	3.13	3.73	4.16			R5.12.20
鹿児島（新車）	D	C	2.80	0.36	2.95	3.44	4.77	4.34	6.29	R7.12.28
沖縄（新車）	D	C								H30.11.18

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃)(円)	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
食料品・飲料製造業関係										
北海道(処理牛乳・乳飲料、乳製品、)	C	B	31	32	33	34	36	38	38	R7.12.1
千葉(調味料)	A	A								H29.12.25
香川(冷凍調味料食品)	C	B	1	1	1					R3.12.15
宮崎(部分肉・冷凍肉、肉加工品、処)	D	C								H26.12.26
沖縄(糖類製造業)	D	C								H30.11.25

鉄鋼業関係										
北海道	C	B	106	106	90	80	70	90	90	R7.12.1
青森	D	C	110	110	107	105	94	92	80	R7.12.21
岩手(金属製品含む)	D	C	60	59	57	54	56	56	41	R8.1.15
宮城	C	B	99	100	100	100	80	86	87	R7.12.15
茨城	B	B	94	94	96	93	93	93	92	R8.3.1
群馬	B	B	84	84	81	81	82	82	68	R8.1.1
千葉	A	A	70	70	70	70	70	71	70	R7.12.25
東京	A	A								H26.3.23
神奈川	A	A								H26.3.15
愛知	A	A	49	49	41	32	32	34	35	R7.12.16
三重	B	B								H10.12.15
大阪	A	A	2	4	4		2	6	8	R7.12.1
兵庫	B	B	64	64	64	64	64	64	64	R7.12.1
和歌山	C	B	118	118	118	119	121	123	125	R7.12.30
島根	D	B	124	130	130	130	130	130	130	R7.12.13
岡山	B	B	129	128	123	118	118	120	119	R7.12.27
広島	B	B	98	99	96	94	94	94	94	R7.12.31
山口(非鉄金属含む)	C	B	137	138	138	136	136	137	137	R7.12.15
福岡	C	B	134	134	110	110	112	114	119	R7.12.10
大分	D	C	157	159	159	156	154	152	141	R7.12.25

一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係										
山形	D	C	69	69	66	65	61	57	38	R7.12.23
茨城	B	B	56	56	56	53	52	50	31	R8.3.1
栃木	B	B	57	59	57	57	53	51	2	R7.12.31
群馬	B	B	73	73	70	70	71	71	57	R8.1.1
千葉	A	A								H30.12.25
東京	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H25.3.1
石川(金属製品、電気機器を含む)	B	B	88	89	85	80	67	56	36	R7.12.31
福井	C	B	45	44	16	27	2			R5.12.24
長野(輸送用機械を含む)	B	B	55	56	50	48	46	45	44	R7.12.28
愛知	A	A	21	21	13					R3.12.16
三重	B	B								H15.12.15
滋賀	B	B	64	65	57	51	46	43	34	R7.12.28
京都	B	B								H20.12.21
大阪(金属製品、輸送用機器を含む)	A	A	3	4	5	5	6	13	20	R7.12.1
兵庫	B	B	43	44	32	33	34	35	34	R7.12.1
奈良	C	B	60	60	39	9				R3.12.29
島根	D	B	104	106	106	106	106	106	101	R7.12.19
岡山	B	B	101	100	90	80	73	72	56	R8.1.17
広島	B	B	63	64	59	54	50	50		R6.12.31
徳島	C	B	132	132	121	122	124	90	88	R8.1.1
香川	C	B	122	123	122	122	122	122	122	R7.12.15
愛媛	D	B	137	137	136	110	100	93	81	R7.12.25
佐賀	D	C	77	78	75	76	74	54		R6.12.20
長崎	D	C	85	82	54	22				R1.12.7

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃)(円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係										
岩手	D	C	37	36	35	32	32	33	21	R8.2.1
福島	D	B	69	68	61	31	28			R6.1.12
栃木	B	B	56	58	58	58	54	52	36	R7.12.31
埼玉	A	A	33	35	34	35	36	36	36	R7.12.1
千葉	A	A								H29.12.25
愛知	A	A								H29.12.16
兵庫	B	B	2	3	3	3	1	1	1	R7.12.1

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係										
北海道	C	B	33	34	35	35	37	39	41	R7.12.1
青森	D	C	39	40	37	35	29	15	16	R7.12.21
岩手	D	C	28	27	26	23	24	23	8	R8.1.15
宮城	C	B	38	39	37	36	36	39	39	R7.12.15
秋田	D	C	43	44	39	38	33	7	1	R8.3.31
山形	D	C	53	53	50	49	45	41	23	R7.12.23
福島	D	B	35	34	28	22				R4.12.30
茨城（精密機器を含む）	B	B	52	53	53	50	49	47	41	R8.3.19
栃木	B	B	57	59	58	58	54	52	37	R7.12.31
群馬	B	B	73	73	70	70	71	71	57	R8.1.1
埼玉	A	A	25	26	25	26	27	27	27	R7.12.1
千葉	A	A	28	29	28	29	29	29	29	R7.12.25
東京（精密機器を含む）	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H27.3.1
新潟	C	B	78	79	77	75	74	20		R5.12.27
富山	B	B	1	2	2	2	3	4		R6.12.26
石川	B	B	36	37	35	32	30	24	10	R7.12.31
福井	C	B	28	27						R1.12.24
山梨	B	B	76	76	68	61	59	59	48	R8.2.15
長野（精密機器を含む）	B	B	44	45	39	37	35	34	34	R8.1.1
岐阜	C	B	35	35	27	19	15			R5.12.21
静岡	B	B	34	35	26	20	13	8		R6.12.21
愛知	A	A								H30.12.16
三重	B	B	32	32	25	19	14	8		R6.12.21
滋賀（精密機器を含む）	B	B	48	49	43	38	36	33	25	R7.12.28
京都	B	B	27	27	20	18	17	16	14	R8.1.24
大阪	A	A	1	2	2		4	13	20	R7.12.4
兵庫	B	B	1	2	2	1	1	1	1	R7.12.1
奈良	C	B	45	45	25					R3.12.29
鳥取	D	C	17	17	4	5	6	6		R6.12.19
島根	D	B	32	33	29	25	25	25	25	R7.12.14
岡山	B	B	45	44	42	40	42	43	43	R8.1.4
広島	B	B	24	26	25	23	25	25	25	R7.12.31
山口	C	B	63	64	64	60	58	53		R6.12.15
徳島	C	B	92	92	87	87	87	58	59	R8.1.1
香川	C	B	65	66	65	64	64	60	54	R7.12.28
愛媛	D	B	102	102	100	94	90	82	74	R7.12.25
高知	D	C	3	1						R1.12.29
福岡	C	B	85	85	77	77	78	79	80	R7.12.10
佐賀	D	C	46	47	46	47	43	40		R6.12.19
長崎	D	C	43	44	43	11				R3.12.29
熊本	D	C	42	43	42	43	42	44	29	R8.1.1
大分	D	C	42	43	42	42	42	42	31	R7.12.25
宮崎	D	C	10	10	10					R3.12.24
鹿児島	D	C	22	22	21					R3.12.17

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃) (円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
各種商品小売業										
青森	D	C	31	32	30	29	23	3		R6.12.21
岩手	D	C								H28.12.11
茨城	B	B	22	23	2					R3.12.31
栃木	B	B	18	20						R2.12.31
埼玉	A	A								H28.12.1
千葉	A	A								H28.12.25
新潟	C	B	12	11			1			R5.12.30
長野	B	B	7	8	2	2	2			R5.12.31
静岡	B	B	1	1						R1.12.21
愛知	A	A								H28.12.16
滋賀	B	B								H30.12.29
京都	B	B	1	1	1					R4.1.26
兵庫	B	B								H28.2.1
鳥取	D	C					2			R5.12.15
岡山	B	B	47	46	31	18	1			R6.1.10
広島	B	B	7	7	4					R3.12.31
愛媛	D	B	16	17	1	1				R4.12.25
大分	D	C								H28.12.25
宮崎	D	C								H27.12.24
沖縄	D	C								H30.11.23

自動車小売業関係										
青森	D	C	71	71	68	66	25	10		R6.12.21
岩手	D	C	71	70	58	49	52	52	37	R8.1.15
宮城	C	B	66	66	65	63	63	63	63	R7.12.15
秋田(新車、自動車部分品・附属品を含む)	D	C	71	72	47	44	41	29	1	R8.3.31
福島	D	B	69	68	66	64	60	65	65	R8.1.8
埼玉	A	A	31	34	32	31	32	11	11	R7.12.1
千葉(新車)	A	A								H30.12.25
神奈川	A	A								H23.12.21
新潟(新車、自動車部分品・附属品を含む)	C	B	89	89	77	71	66	30	3	R7.12.14
富山(新車)	B	B								H23.1.20
愛知(新車)	A	A	15	16						R2.12.16
愛知(新車、自動車部分品・附属品を含む)	A	A								H19.12.16
京都(新車)	B	B	2	2	2					R4.1.26
大阪	A	A	1	1	1					R3.12.1
兵庫	B	B	2	1	2	3				R4.12.1
奈良	C	B	47	47	26					R3.12.29
島根(新車)	D	B	75	80	80	75	56	38	36	R7.11.26
広島	B	B	41	42	31	28	23	18		R7.2.21
福岡(新車)	C	B	99	99	89	87	87	74	74	R7.12.10
大分(新車)	D	C	54	56	50	48	43	37	26	R7.12.25
宮崎(新車)	D	C	38	39	37	37	30			R5.12.20
鹿児島(新車)	D	C	54	54	51	49	48	33	22	R7.12.28
沖縄(新車)	D	C								H30.11.18

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃)(率)	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
食料品・飲料製造業関係										
北海道(処理牛乳・乳飲料、乳製品、)	C	B	3.60	3.72	3.71	3.70	3.75	3.76	3.53	R7.12.1
千葉(調味料)	A	A								H29.12.25
香川(冷凍調味料食品)	C	B	0.12	0.12	0.12					R3.12.15
宮崎(部分肉・冷凍肉、肉加工品、処)	D	C								H26.12.26
沖縄(糖類製造業)	D	C								H30.11.25

鉄鋼業関係										
北海道	C	B	12.31	12.31	10.12	8.70	7.29	8.91	8.37	R7.12.1
青森	D	C	13.92	13.87	13.02	12.31	10.47	9.65	7.77	R7.12.21
岩手(金属製品含む)	D	C	7.59	7.44	6.94	6.32	6.27	5.88	3.98	R8.1.15
宮城	C	B	12.01	12.12	11.72	11.33	8.67	8.84	8.38	R7.12.15
茨城	B	B	11.07	11.05	10.92	10.21	9.76	9.25	8.57	R8.3.1
群馬	B	B	10.06	10.04	9.36	9.05	8.77	8.32	6.40	R8.1.1
千葉	A	A	7.58	7.57	7.35	7.11	6.82	6.60	6.14	R7.12.25
東京	A	A								H26.3.23
神奈川	A	A								H26.3.15
愛知	A	A	5.29	5.29	4.29	3.25	3.12	3.16	3.07	R7.12.16
三重	B	B								H10.12.15
大阪	A	A	0.21	0.41	0.40		0.19	0.54	0.68	R7.12.1
兵庫	B	B	7.12	7.11	6.90	6.67	6.39	6.08	5.73	R7.12.1
和歌山	C	B	14.22	14.20	13.74	13.39	13.02	12.55	11.96	R7.12.30
島根	D	B	15.70	16.41	15.78	15.17	14.38	13.51	12.58	R7.12.13
岡山	B	B	15.49	15.35	14.27	13.23	12.66	12.22	11.37	R7.12.27
広島	B	B	11.25	11.37	10.68	10.11	9.69	9.22	8.66	R7.12.31
山口(非鉄金属含む)	C	B	16.53	16.65	16.10	15.32	14.66	13.99	13.14	R7.12.15
福岡	C	B	15.93	15.91	12.64	12.22	11.90	11.49	11.26	R7.12.10
大分	D	C	19.87	20.08	19.34	18.27	17.13	15.93	13.62	R7.12.25

一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係										
山形	D	C	8.73	8.70	8.03	7.61	6.78	5.97	3.68	R7.12.23
茨城	B	B	6.60	6.58	6.37	5.82	5.46	4.98	2.89	R8.3.1
栃木	B	B	6.68	6.91	6.46	6.24	5.56	5.08	0.19	R7.12.31
群馬	B	B	8.74	8.72	8.09	7.82	7.59	7.21	5.36	R8.1.1
千葉	A	A								H30.12.25
東京	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H25.3.1
石川(金属製品、電気機器を含む)	B	B	10.58	10.68	9.87	8.98	7.18	5.69	3.42	R7.12.31
福井	C	B	5.43	5.30	1.86	3.04	0.21			R5.12.24
長野(輸送用機械を含む)	B	B	6.49	6.60	5.70	5.29	4.85	4.51	4.15	R7.12.28
愛知	A	A	2.27	2.27	1.36					R3.12.16
三重	B	B								H15.12.15
滋賀	B	B	7.39	7.49	6.36	5.50	4.76	4.23	3.15	R7.12.28
京都	B	B								H20.12.21
大阪(金属製品、輸送用機器を含む)	A	A	0.31	0.41	0.50	0.49	0.56	1.17	1.70	R7.12.1
兵庫	B	B	4.78	4.89	3.45	3.44	3.40	3.33	3.05	R7.12.1
奈良	C	B	7.17	7.16	4.50	1.00				R3.12.29
島根	D	B	13.16	13.38	12.86	12.37	11.73	11.02	9.78	R7.12.19
岡山	B	B	12.12	11.99	10.44	8.97	7.83	7.33	5.35	R8.1.17
広島	B	B	7.23	7.35	6.56	5.81	5.15	4.90		R6.12.31
徳島	C	B	16.65	16.58	14.68	14.27	13.84	9.18	8.41	R8.1.1
香川	C	B	14.91	15.00	14.39	13.90	13.29	12.58	11.78	R7.12.15
愛媛	D	B	17.34	17.28	16.57	12.90	11.15	9.73	7.84	R7.12.25
佐賀	D	C	9.75	9.85	9.14	8.91	8.22	5.65		R6.12.20
長崎	D	C	10.76	10.34	6.58	2.58				R1.12.7

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃)(率)	ランク H29～	ランク R5～	R1年度	R2年度 (10月)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	発効日
精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係										
岩手	D	C	4.68	4.54	4.26	3.75	3.58	3.47	2.04	R8.2.1
福島	D	B	8.65	8.50	7.37	3.61	3.11			R6.1.12
栃木	B	B	6.57	6.79	6.58	6.35	5.66	5.18	3.37	R7.12.31
埼玉	A	A	3.56	3.77	3.56	3.55	3.50	3.34	3.16	R7.12.1
千葉	A	A								H29.12.25
愛知	A	A								H29.12.16
兵庫	B	B	0.22	0.33	0.32	0.31	0.10	0.10	0.09	R7.12.1

電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係										
北海道	C	B	3.83	3.95	3.94	3.80	3.85	3.86	3.81	R7.12.1
青森	D	C	4.94	5.04	4.50	4.10	3.23	1.57	1.55	R7.12.21
岩手	D	C	3.54	3.40	3.17	2.69	2.69	2.42	0.78	R8.1.15
宮城	C	B	4.61	4.73	4.34	4.08	3.90	4.01	3.76	R7.12.15
秋田	D	C	5.44	5.56	4.74	4.45	3.68	0.74	0.10	R8.3.31
山形	D	C	6.71	6.68	6.08	5.74	5.00	4.29	2.23	R7.12.23
福島	D	B	4.39	4.25	3.38	2.56				R4.12.30
茨城(精密機器を含む)	B	B	6.12	6.23	6.03	5.49	5.14	4.68	3.82	R8.3.19
栃木	B	B	6.68	6.91	6.58	6.35	5.66	5.18	3.46	R7.12.31
群馬	B	B	8.74	8.72	8.09	7.82	7.59	7.21	5.36	R8.1.1
埼玉	A	A	2.70	2.80	2.62	2.63	2.63	2.50	2.37	R7.12.1
千葉	A	A	3.03	3.14	2.94	2.95	2.83	2.70	2.54	R7.12.25
東京(精密機器を含む)	A	A								H22.12.31
神奈川	A	A								H27.3.1
新潟	C	B	9.40	9.51	8.96	8.43	7.95	2.03		R5.12.27
富山	B	B	0.12	0.24	0.23	0.22	0.32	0.40		R6.12.26
石川	B	B	4.33	4.44	4.07	3.59	3.22	2.44	0.95	R7.12.31
福井	C	B	3.38	3.25						R1.12.24
山梨	B	B	9.08	9.07	7.85	6.79	6.29	5.97	4.56	R8.2.15
長野(精密機器を含む)	B	B	5.19	5.30	4.45	4.07	3.69	3.41	3.20	R8.1.1
岐阜	C	B	4.11	4.11	3.07	2.09	1.58			R5.12.21
静岡	B	B	3.84	3.95	2.85	2.12	1.32	0.77		R6.12.21
愛知	A	A								H30.12.16
三重	B	B	3.67	3.66	2.77	2.04	1.44	0.78		R6.12.21
滋賀(精密機器を含む)	B	B	5.54	5.65	4.80	4.10	3.72	3.24	2.31	R7.12.28
京都	B	B	2.97	2.97	2.13	1.86	1.69	1.51	1.25	R8.1.24
大阪	A	A	0.10	0.21	0.20		0.38	1.17	1.70	R7.12.4
兵庫	B	B	0.11	0.22	0.22	0.10	0.10	0.10	0.09	R7.12.1
奈良	C	B	5.38	5.37	2.89					R3.12.29
鳥取	D	C	2.15	2.15	0.49	0.59	0.67	0.63		R6.12.19
島根	D	B	4.05	4.17	3.52	2.92	2.77	2.60	2.42	R7.12.14
岡山	B	B	5.40	5.28	4.87	4.48	4.51	4.38	4.11	R8.1.4
広島	B	B	2.76	2.99	2.78	2.47	2.58	2.45	2.30	R7.12.31
山口	C	B	7.60	7.72	7.47	6.76	6.25	5.41		R6.12.15
徳島	C	B	11.60	11.56	10.56	10.18	9.71	5.92	5.64	R8.1.1
香川	C	B	7.95	8.05	7.67	7.29	6.97	6.19	5.21	R7.12.28
愛媛	D	B	12.91	12.86	12.18	11.02	10.03	8.58	7.16	R7.12.25
高知	D	C	0.38	0.13						R1.12.29
福岡	C	B	10.11	10.10	8.85	8.56	8.29	7.96	7.57	R7.12.10
佐賀	D	C	5.82	5.93	5.60	5.51	4.78	4.18		R6.12.19
長崎	D	C	5.44	5.55	5.24	1.29				R3.12.29
熊本	D	C	5.32	5.42	5.12	5.04	4.68	4.62	2.80	R8.1.1
大分	D	C	5.32	5.43	5.11	4.92	4.67	4.40	3.00	R7.12.25
宮崎	D	C	1.27	1.26	1.22					R3.12.24
鹿児島	D	C	2.78	2.77	2.56					R3.12.17

地域別最賃と特定最賃の差 (特定最賃 - 地域別最賃) (率)	ランク H29 ~	ランク R5 ~	R 1 年度	R 2 年度 (10月)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
各種商品小売業										
青森	D	C	3.92	4.04	3.65	3.40	2.56	0.31		R6.12.21
岩手	D	C								H28.12.11
茨城	B	B	2.59	2.70	0.23					R3.12.31
栃木	B	B	2.11	2.34						R2.12.31
埼玉	A	A								H28.12.1
千葉	A	A								H28.12.25
新潟	C	B	1.45	1.32			0.11			R5.12.30
長野	B	B	0.83	0.94	0.23	0.22	0.21			R5.12.31
静岡	B	B	0.11	0.11						R1.12.21
愛知	A	A								H28.12.16
滋賀	B	B								H30.12.29
京都	B	B	0.11	0.11	0.11					R4.1.26
兵庫	B	B								H28.2.1
鳥取	D	C					0.22			R5.12.15
岡山	B	B	5.64	5.52	3.60	2.02	0.11			R6.1.10
広島	B	B	0.80	0.80	0.44					R3.12.31
愛媛	D	B	2.03	2.14	0.12	0.12				R4.12.25
大分	D	C								H28.12.25
宮崎	D	C								H27.12.24
沖縄	D	C								H30.11.23

自動車小売業関係										
青森	D	C	8.99	8.95	8.27	7.74	2.78	1.05		R6.12.21
岩手	D	C	8.99	8.83	7.06	5.74	5.82	5.46	3.59	R8.1.15
宮城	C	B	8.01	8.00	7.62	7.13	6.83	6.47	6.07	R7.12.15
秋田 (新車、自動車部分品・附属品を)	D	C	8.99	9.09	5.72	5.16	4.57	3.05	0.10	R8.3.31
福島	D	B	8.65	8.50	7.97	7.46	6.67	6.81	6.29	R8.1.8
埼玉	A	A	3.35	3.66	3.35	3.14	3.11	1.02	0.96	R7.12.1
千葉 (新車)	A	A								H30.12.25
神奈川	A	A								H23.12.21
新潟 (新車、自動車部分品・附属品を)	C	B	10.72	10.71	8.96	7.98	7.09	3.05	0.29	R7.12.14
富山 (新車)	B	B								H23.1.20
愛知 (新車)	A	A	1.62	1.73						R2.12.16
愛知 (新車、自動車部分品・附属品を)	A	A								H19.12.16
京都 (新車)	B	B	0.22	0.22	0.21					R4.1.26
大阪	A	A	0.10	0.10	0.10					R3.12.1
兵庫	B	B	0.22	0.11	0.22	0.31				R4.12.1
奈良	C	B	5.62	5.61	3.00					R3.12.29
島根 (新車)	D	B	9.49	10.10	9.71	8.75	6.19	3.95	3.48	R7.11.26
広島	B	B	4.71	4.82	3.45	3.01	2.37	1.76		R7.2.21
福岡 (新車)	C	B	11.77	11.76	10.23	9.67	9.25	7.46	7.00	R7.12.10
大分 (新車)	D	C	6.84	7.07	6.08	5.62	4.78	3.88	2.51	R7.12.25
宮崎 (新車)	D	C	4.81	4.92	4.51	4.34	3.34			R5.12.20
鹿児島 (新車)	D	C	6.84	6.81	6.21	5.74	5.35	3.46	2.14	R7.12.28
沖縄 (新車)	D	C								H30.11.18

特定最低賃金の額	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (30 年)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
百貨店、総合スーパーマーケット										
岩手	D	C	800	800	800	800	800	800	800	H30.12.28
富山	B	B	860	865	890	915	955	1,003	1,003	R6.12.26
石川	B	B	860	865	890	915	950	994	1,060	R7.12.31
福井	C	B	810	840	840	840	840	840	840	R2.12.24
和歌山	C	B	850	851	869	869	869	869	869	R3.12.30
島根	D	B	750	750	750	750	905	905	905	R5.12.28
山口	C	B	852	859	875	907	948	1,000	1,000	R6.12.15
福岡	C	B	889	889	897	897	945	1,000	1,065	R8.2.1
熊本	D	C	792	796	796	855	855	855	855	R4.12.15
鹿児島	D	C	693	693	693	693	693	693	693	H26.12.26

引上げ額	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (30 年)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
百貨店、総合スーパーマーケット										
岩手	D	C	0	0	0	0	0	0	0	H30.12.28
富山	B	B	20	5	25	25	40	48	0	R6.12.26
石川	B	B	20	5	25	25	35	44	66	R7.12.31
福井	C	B	0	30	0	0	0	0	0	R2.12.24
和歌山	C	B	20	1	18	0	0	0	0	R3.12.30
島根	D	B	0	0	0	0	155	0	0	R5.12.28
山口	C	B	30	7	16	32	41	52	0	R6.12.15
福岡	C	B	22	0	8	0	48	55	65	R8.2.1
熊本	D	C	27	4	0	59	0	0	0	R4.12.15
鹿児島	D	C	0	0	0	0	0	0	0	H26.12.26

引上げ率	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (30 年)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
百貨店、総合スーパーマーケット										
岩手	D	C								H30.12.28
富山	B	B	2.38	0.58	2.89	2.81	4.37	5.03		R6.12.26
石川	B	B	2.38	0.58	2.89	2.81	3.83	4.63	6.64	R7.12.31
福井	C	B		3.70						R2.12.24
和歌山	C	B	2.41	0.12	2.12					R3.12.30
島根	D	B					20.67			R5.12.28
山口	C	B	3.65	0.82	1.86	3.66	4.52	5.49		R6.12.15
福岡	C	B	2.54		0.90		5.35	5.82	6.50	R8.2.1
熊本	D	C	3.53	0.51		7.41				R4.12.15
鹿児島	D	C								H26.12.26

地域別最賃と特定最賃の差(額) (特定最賃 - 地域別最賃) (円)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (30 年)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
百貨店、総合スーパーマーケット										
岩手	D	C	10	7						H30.12.28
富山	B	B	12	16	13	7	7	5		R6.12.26
石川	B	B	28	32	29	24	17	10	6	R7.12.31
福井	C	B		10						R2.12.24
和歌山	C	B	20	20	10					R3.12.30
島根	D	B					1			R5.12.28
山口	C	B	23	30	18	19	20	21		R6.12.15
福岡	C	B	48	47	27		4	8	8	R8.2.1
熊本	D	C	2	3		2				R4.12.15
鹿児島	D	C								H26.12.26

地域別最賃と特定最賃の差(率) (特定最賃 - 地域別最賃)	ランク H29～	ランク R5～	R 1 年度	R 2 年度 (30 年)	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	発効日
百貨店、総合スーパーマーケット										
岩手	D	C	1.25	0.88						H30.12.28
富山	B	B	1.40	1.85	1.46	0.77	0.73	0.50		R6.12.26
石川	B	B	3.26	3.70	3.26	2.62	1.79	1.01	0.57	R7.12.31
福井	C	B		1.19						R2.12.24
和歌山	C	B	2.35	2.35	1.15					R3.12.30
島根	D	B					0.11			R5.12.28
山口	C	B	2.70	3.49	2.06	2.09	2.11	2.10		R6.12.15
福岡	C	B	5.40	5.29	3.01		0.42	0.80	0.75	R8.2.1
熊本	D	C	0.25	0.38		0.23				R4.12.15
鹿児島	D	C								H26.12.26